

21生参学第7号
平成21年7月13日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事 殿
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長
高 口 努

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
常 盤 豊

(印影印刷)

配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）

このたび、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成16年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）に基づく施策について、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価書」が取りまとめられ、総務大臣から関係省庁の大蔵に対して勧告が行われました。文部科学省に対しては、教育委員会に対し、配偶者からの暴力の被害者の子どもの円滑な就学のための手続の周知や居住地等の情報の厳重な管理についての周知・徹底を行うことなどが勧告されています（別添1参照）。

配偶者からの暴力の防止等については、これまでに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく『基本方針』について」（平成16年12月2日付け府共第726号内閣府男女共同参画局長等通知、平成16年12月2日付け文部科学省生涯学習政策局等事務連絡、平成20年1月11日付け府共第1号内閣府男女共同参画局長等通知、平成20年2月20日付け文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課等事務連絡）により御連絡しているところですが、下記事項に十分留意の上、引き続き適切な対応をお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれましては、所管の学校及び指定都市を除く域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれましては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれましては、

所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学長におかれでは、その管下の学校に対して、このことを周知するとともに、配偶者からの暴力の被害者の子どもについて就学の機会が確実に確保されるよう、指導の徹底をお願いします。

記

1. 就学手続について

(1) 就学手続

①住民基本台帳に基づく学齢簿の編製による場合

学齢児童及び学齢生徒については、その住所の存する市町村の教育委員会が学齢簿を編製し、就学の通知等の就学手続をとることとされており、学齢簿の編製は、住民基本台帳に基づいて行うこととされていること（学校教育法施行令第1条、第5条）。

②住民基本台帳に記載されていない者についての学齢簿の編製による場合

住民基本台帳に記載されていない者であっても、当該市町村に住所を有するものであれば、この者についても学齢簿を編製し、就学の通知等の就学手続をとること。この場合、教育委員会は、住民基本台帳に脱漏又は誤載があると認める旨を遅滞なく当該市町村長に通報することとされていること（「住民基本台帳法の制定に伴う学校教育法施行令および学校教育法施行規則の一部改正について」（昭和42年10月2日付け文初財396号文部省初等中等教育局長通達）、住民基本台帳法第13条）。また、市町村の区域内に転住してきた学齢児童及び学齢生徒を学齢簿に記載したときは、当該教育委員会は、その旨をすみやかに前住所地の教育委員会に通知するようにされたいこと（「学齢簿および指導要録の取扱について」（昭和32年2月25日付け文初財83号文部省初等中等教育局長通達））。

③区域外就学等による場合

市町村の教育委員会は、学齢児童又は学齢生徒について、保護者から区域外就学等の届出があった場合には、就学手続を行うこと。就学させようとする小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）を設置する市町村の教育委員会は、この場合、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会と協議するものとされていること（学校教育法施行令第9条）。

(2) 配偶者からの暴力の被害者の子どもについての配慮事項

配偶者からの暴力の被害者の子どもについては、住民票の存する市町村外の学校への転学を希望する場合がある。

このような特別の事情がある場合には、個々の事情に応じて、上記（1）の②又は③の方法をとることを含めて、就学の機会が確実に確保されることにする。また、就学の際に必要な書類については、法令上特に定められているものではないことを踏まえつつ、配偶者からの暴力の被害者の子どもが円滑に就学できるよう、必要最小限のものとするこ

と。

なお、配偶者からの暴力の被害者の子どもについては、転学先や居住地等の情報が配偶者（加害者）に伝わることが懸念される場合があることから、住民基本台帳に脱漏又は誤載があると認める旨を市町村長に通報する際、学齢簿に記載した旨を前住所地の教育委員会に通知する際、及び区域外就学に関する協議を住所地の教育委員会と行う際に、下記3の留意事項を参照した上で、配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学であることを関係者間で共有するとともに、転学先や居住地等の情報を知り得る者については必要最小限の範囲に制限するなど、情報の厳重な管理について特に配慮すること。

2. 指導要録の取扱いについて

(1) 指導要録の取扱い

指導要録は、児童及び生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものであり、児童及び生徒の転学の際には、転出元の校長が転学先の校長に指導要録の写し等を送付すること（学校教育法施行規則第24条第3項）。これは、転学先の学校において、進級や卒業の認定を行ったり調査書を作成したりする際に、転出元の指導要録の写し等が必要なためであり、写し等が送付されないと転学先での指導等に支障が生じことがある。

また、児童及び生徒の転学の際には、転出元の指導要録に転学先の学校名及び所在地も記載すること（「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録、高等学校生徒指導要録、中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について」（平成13年4月27日付け13文科初第193号通知））。

(2) 配偶者からの暴力の被害者の子どもについての配慮事項

配偶者からの暴力の被害者の子どもについては、転学した児童及び生徒の指導要録の記述を通じて転学先の学校名や所在地等の情報が配偶者（加害者）に伝わることが懸念される場合がある。

このような特別の事情がある場合には、下記3の留意事項を参考し、配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学であることを関係者間で共有するとともに、転学先の学校名や所在地等の情報を知り得る者については必要最小限の範囲に制限するなど、情報を特に厳重に管理した上で、転出元の学校から転学先の学校へ児童及び生徒の指導要録の写し等を送付すること。

3. 転学先や居住地等の情報の管理について

配偶者からの暴力の被害者の子どもの転学先や居住地等の情報については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に則り、配偶者暴力相談支援センターや福祉部局等との連携を図りながら、厳重に管理すること。

また、就学事務に携わる職員及び学齢簿や指導要録等の保存の責任者は、配偶者からの暴力の被害者の子どもであるなどの特別の事情があることを十分認識し、転学先や居住地等の

情報を記している学齢簿や指導要録等の開示請求等については、特に慎重に対応すること。配偶者（加害者）が児童及び生徒の法定代理人として学齢簿や指導要録等の開示請求をしたような場合でも、教育委員会や学校にあっては、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）において、「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」はその全部又は一部を開示しないことができる（同法第25条第1項）とされていることや、「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講すべき措置に関する指針」（平成16年文部科学省告示第161号）において、個人データの開示に関し、「本人の法定代理人から当該本人に関する保有個人データの開示を求められた場合におけるその開示又は非開示の決定に当たっては、当該本人に対する児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。）及び当該本人が同居する家庭における配偶者からの暴力（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。）のおそれの有無を勘案すること」とされていること等も踏まえながら、それぞれの地方公共団体の個人情報保護条例等に則り、適切に対応すること。

（参考）

工夫事例として別添2も参照のこと。他に、学齢簿に記載した旨の前住所地の教育委員会への通知や指導要録の写し等の送付等の際に、配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学であることを関係者間で共有するとともに、転学先や居住地等の情報を知り得る者については必要最小限の範囲に制限するなど、情報が厳重に管理されるよう特に配慮している例もある。

【本件連絡先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課男女共同参画企画係

TEL : 03-5253-4111 (内線3268)

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室義務教育改革係

TEL : 03-5253-4111 (内線2007)

配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価の結果（勧告）（抄）

（平成 21 年 5 月 26 日 総務大臣）

この度、配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価を実施した結果、別紙のとおり貴省所管事項について改善する必要の認められるものがありますので、勧告します。

別紙

配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価結果に基づく勧告事項

関係府省は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策を効果的に推進する観点から、当省のアンケート調査結果も参考にしつつ、次の措置を講ずる必要がある。

（3）被害者の自立支援の充実

ウ 子どもの就学

教育委員会に対し、被害者の子どもが円滑に就学できるよう、住民票を異動していない被害者の子どもの就学には二つの手続があり、地域の実情等に応じ選択できることを周知するとともに、申請時の添付書類は必要最小限のものとするよう助言すること。

また、教育委員会及び学校に対し、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を厳重に管理するよう周知・徹底すること。特に、区域外就学を認める際に必要とされる転出元の教育委員会との協議、指導要録の学校間の授受及び学齢簿に記載した旨の転出元の教育委員会への通知に関する情報制限について、教育委員会における工夫事例を情報提供すること。

（文部科学省）

（参考）配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価書（総務省ホームページ）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html

3. 区域外就学～居所と住民登録が異なる場合の居所の学校への区域外就学～

(18) 特別な事情(DV)による区域外就学

1 区域外就学の内容と許可理由

(1) 内容

当市町村に住民登録されていない児童を、保護命令及び居住証明をもって当市町村の小学校へ就学することを許可した。

本来このような就学については、区域外就学として住民票登録地との協議が必要となるが、当市町村では保護者の置かれた実状を十分に検討した上で、情報の制限を設け、相手先教育委員会との協議を行っている。

(2) 許可理由

ア 児童は当市町村に居住して以来どこの学校にも通学しておらず、母親には学校に通わせたいという強い希望があった。

イ 実際に当市町村に居住しているが、異動先が加害者に知られることから、住民票の異動が行えない状況である。

ウ 教育委員会として、児童の教育を受ける権利を保障するため、就学を最優先に考えた。

(3) 許可の前提となる条件

実際に当市町村に居住していること。また、この事例では、保護命令といった他の機関からの明確な判断があった。(他の相談においても、教育委員会が母子にとって初めての相談である場合、まずは市町村や都道府県の担当部署への案内を行っている。)

(4) 許可へ向けた処理について

行政区域をまたがる区域外就学許可は、本来、住民票登録地への報告を兼ねた協議を経た上での許可であるが、今回の保護者が置かれた状況は、相手先教育委員会及び学校への情報制限が母子の生活を守る上で必要であった。

この母子を取り巻く状況を十分に当市町村側で検討した結果、相手先教育委員会への協議の際、学校に対する情報の制限を説明し協力を依頼した。

2 区域外就学を許可した事情及び経緯

(1) 申請事情

保護者である母親は、夫の度重なる暴力に耐え兼ね、B市町村より子供を連れて家を出た(住所地同都道府県内)。都道府県の福祉相談所に駆込み、一時保護を受けた後、裁判所より保護命令が下る。

このことを受けて、一時避難として当市町村内の知人宅に、しばらく世話をなることが決定したが、夫に居住地を知られたくないがため、当市町村への住民登録はできない状況である。

子供の当市町村小学校への通学を希望されたため、当課への相談となった。

(2) 就学への流れ

ア 状況の確認

都道府県福祉相談所より、裁判所の保護命令及び、居住地情報の写しをいただき、これを状況確認のための資料とした。

イ 申請書の提出

教育委員会窓口にて、母親に今回の事情を確認し、就学希望の申請書を記入していただいた。その際、福祉相談所担当相談員に同行を依頼し、現在の状況を母親・相談員の両方の立場から聞き取り確認を行った。

ウ 受入れ学校への状況報告

同時に、受入れ先小学校へ状況報告を行い、児童相談所担当者が同行の上、学校と保護者との面談の場を設けるよう学校へ依頼した。

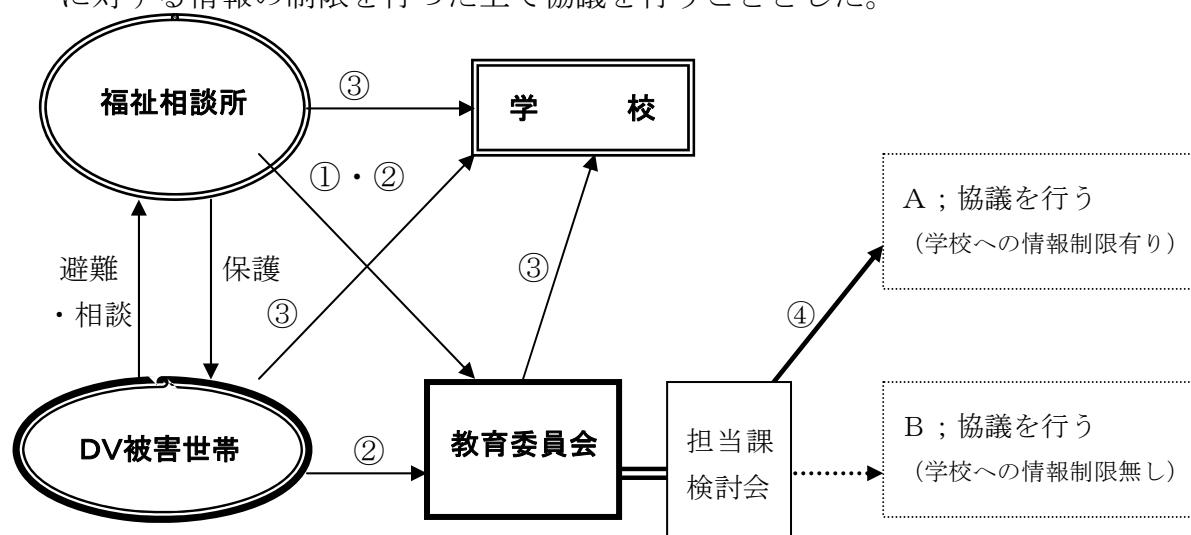
※ 学校側には、現状を十分に理解できるよう、保護者・相談員、学校側との面談を必ず依頼している。また、学校側に就学拒否権がないため、あえて所見等の提出は求めていない。

エ 住民票登録地との協議

本来、区域外就学は、住民票登録地への協議をもって就学許可を行なわなければならぬ。転出先学校や教育委員会の心情を考えても、また、子供の教育指導上重要な指導要録等のやり取りを行うためにも、協議は必要である。

しかし、今回の事例では、保護者・相談員との状況確認の折、転出先の地域性や、周囲の人間関係上、情報漏洩の可能性が非常に高い状況にあった。別の案件ではあるが、他市にて区域外就学中に居住地情報が加害者に漏洩し、居場所を突き止められたがため当市町村へ逃亡してきたといった事例も実際生じている。

よって、この相談についてはDV被害者救済のため、相手先教育委員会に、学校に対する情報の制限を行った上で協議を行うこととした。



※ 丸数字は手続きの順番を示す。

A ; 協議を行う ・・・ 協議を行うが、転出学校へは転出のみを知らせるよう依頼。

指導要録等児童の情報は、教育委員会間でやり取りを行なう。

B ; 協議を行う ・・・ 通常通りの協議、情報のやり取りを行う。

参 考 法 令 等

学齢簿の編製等の就学手続

○ 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）（抄）

第1条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法（以下「法」という。）第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）について、学齢簿を編製しなければならない。

- 2 前項の規定による学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行なうものとする。
- 3 （略）
- 4 （略）

第5条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）で次に掲げる者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

- 一 就学予定者のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第二十二条の三の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）以外の者
- 二 視覚障害者等のうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態に照らして、当該市町村の設置する小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者（以下「認定就学者」という。）
- 2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第七号、第六条の三、第六条の四、第七条、第八条、第十一条の二、第十二条第三項及び第十二条の二において同じ。）が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。
- 3 前二項の規定は、第九条第一項の届出のあつた就学予定者については、適用しない。

第9条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

住民基本台帳に記載されない者に係る学齢簿の扱い

○ 住民基本台帳法の制定に伴う学校教育法施行令および学校教育法施行規則の一部改正について (昭和42年10月2日付け文初財396号文部省初等中等教育局長通達) (抄)

1 学校教育法施行令の一部改正について

(2) 学齢簿は、当該市町村に住所を有する者について編製することとされているが、住民基本台帳法制定の趣旨にかんがみ、この編製は住民基本台帳に基づいて行なうこととしたこと。(略)
なお、住民基本台帳に記載されていない者であっても、当該市町村に住所を有するものであれば、この者についても学齢簿を編製すること。この場合において、教育委員会は、住民基本台帳に脱漏または誤載があると認める旨をすみやかに当該市町村長に通知すること。

○ 住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号)

第13条 市町村の委員会 (地方自治法第百三十八条の四第一項に規定する委員会をいう。) は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通報しなければならない。

学齢簿に記載した旨の前住所地の教育委員会への通知

○ 学齢簿および指導要録の取扱について (抄)

(昭和32年2月25日付け文初財83号文部省初等中等教育局長通達)

1 学齢簿の取扱について

(2) 市町村の区域内に転住してきた学齢児童生徒を学齢簿に記載したときは、当該教育委員会は、その旨をすみやかに前住所地の教育委員会に通知するようにされたいこと。

児童等の転学の際の指導要録の送付

○ 学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号) (抄)

第24条 (略)

2 (略)

3 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し (転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。) 及び前項の抄本又は写しを転学先の校長に送付しなければならない。

情報の管理

○ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）

第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、
個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有
する。

第25条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該
本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同
じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人
データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当す
る場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合
- 2 (略)
- 3 (略)

○ 「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置 に関する指針」（平成16年文部科学省告示第161号）（抄）

第三 事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項

六 法第二十五条第一項に規定する本人からの保有個人データの開示に関する事項

事業者は、保有個人データの開示に関し、次に掲げる事項に留意すること。

(二) 事業者は、本人の法定代理人から当該本人に関する保有個人データの開示を求められた
場合におけるその開示又は非開示の決定に当たっては、当該本人に対する児童虐待（児童
虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待をい
う。）及び当該本人が同居する家庭における配偶者からの暴力（配偶者からの暴力の防止
及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配
偶者からの暴力をいう。）のおそれの有無を勘案すること。